

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月
甲 府 市

1 業務の目的

本市は、2021（R3）年2月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、その実現に向け、地球温暖化対策を加速するため、省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーを最大限活用するため、公共施設へ太陽光発電設備の導入を検討している。

このことから、公共施設への太陽光発電設備の最適な導入規模、導入方針（優先度）を定めるため、各施設における発電量、日射量、屋根・土地の形状等のポテンシャル調査を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

※環境省補助事業「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務」に基づく補助金を活用する予定であるため、採択の結果が分かった後に契約を締結する。なお、不採択の場合であっても契約を締結し、履行期限については令和6年3月31日（日）までとする。

(4) 納入場所

甲府市 環境部 環境総室 環境政策課

(5) 提案価格上限額（消費税及び地方消費税相当額含む）

金5,000,000円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格書を提出する際は提案価格上限額を超えてはならない。

(6) プロポーザルスケジュール

| 内 容 | 日 程 |
|----------|--------------|
| 第1回選考委員会 | 令和5年4月6日（木） |
| 告示 | 令和5年4月12日（水） |
| 質問書の提出期限 | 令和5年4月18日（火） |

| | |
|-----------------|--------------|
| 質問書に対する回答期限 | 令和5年4月20日（木） |
| 参加申込書の受付期限 | 令和5年4月24日（月） |
| 1次審査（参加資格審査） | 令和5年4月25日（火） |
| 1次審査結果通知 | 令和5年4月27日（木） |
| 企画提案書提出期限 | 令和5年5月24日（水） |
| 2次審査（プレゼンテーション） | 令和5年5月26日（金） |
| 2次審査結果通知 | 令和5年5月31日（水） |
| 契約締結 | 令和5年6月7日（水） |

3 担当部局

〒400-0831 山梨県甲府市上町601番地4

甲府市 環境部 環境総室 環境政策課

TEL 055-241-4363

FAX 055-241-6190

メール kanseisaku@city.kofu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独事業者又は共同事業者（以下「共同体」という。）とする。

- (1) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者であること。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 共同体に関する参加資格
 - ア 構成員全てが上記（1）～（5）の要件を満たしている者とする。

イ 共同体で参加する場合の構成要件は以下のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルにおいて、1事業者は同時に2つ以上の共同体構成員になることはできない。
- (2) 共同体の構成員は、単独で本プロポーザルに参加することはできない。
- (3) この業務委託の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為は、共同体の代表者を相手方とする。

※契約締結後、上記(1)～(6)の条件を満たしていないと判断された場合は、契約の解除を行う場合がある。

5 質問の受付

当該業務に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（第6号様式）

(2) 提出方法

メールにて提出すること。

(3) 受付期間

公示日から令和5年4月18日（火）午後5時まで。

(4) 回答方法

令和5年4月20日（木）までに本市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に、質問者の名前を伏せて掲載する。

(5) 回答書の取り扱い

質問書の回答については、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

(6) 留意事項

質問については、実施要領及び要求水準書の内容に関する質問のみとする。

6 参加申込

「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書等以下の書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

以下に掲げる書類を各1部提出すること。なお、共同体として応募する場合は、参加資格確認に必要な書類を構成事業者ごとに提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）

イ 公募型プロポーザル参加申込書兼共同事業体届出書（第2号様式）

ウ 事業者概要書（第3号様式）

- エ 業務実施体制調書（第4号様式）
 - オ 誓約書（第5号様式）
 - カ 登記事項証明書（履行事項証明書）
 - キ 国税及び事業者が属する地方税に滞納がないことが分かる証明書（写し可）
- ※提出書類の各様式については、ホームページからダウンロードすること。

また、参加申込書については単独事業者の場合は第1号様式、共同事業体として参加する場合は第2号様式を使用すること

ホームページアドレス <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/>

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和5年4月24日（月）午後5時まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明にて送付し、提出期限必着とする。）

※持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時まで。

(5) 提出先

「3 担当部局」に同じ。

(6) 留意事項

ア 業務実施体制調書に記載した配置予定の管理責任者は、病休、死亡、退職等の本市が認める場合を除き、変更することはできない。

イ 各種証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は令和5年4月27日（木）までにメール及び郵送にて通知する。

7 企画提案書等の提出

1次審査の結果により2次審査への参加が認められた者は、企画提案書等、以下の書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 提案価格書（任意様式）

ウ 業務工程表（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部、副本9部（データをCD-ROMにまとめ、提出すること。）

(3) 提出期限

令和5年5月24日（水）までの開庁日、午後5時まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明にて郵送し、提出期限必着とする。）

※持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時まで。

(5) 提出先

「3 担当部局」に同じ。

(6) 留意事項

ア 提案内容は要求水準書の内容を十分に踏まえ作成し、別紙2「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務受託候補者選考基準」の評価項目ごとに提案内容を示すこと。また、追加提案も認める。

イ 用紙はA4、縦置き、横書き、左綴じ（A3折込可）、文字サイズ11ポイント以上、ページ数は20ページ以内とする。

ウ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に記述すること。

エ 共同事業者として参加する場合は事業者ごとの業務内容を明確に示すこと。

オ 消費税及び地方消費税を含む額とし、消費税、積算の具体的な内訳を記載すること。

カ 業務工程表は市と事業者の役割を明確に示すこと。

(7) 企画提案書等の取扱い

提出書類に著作権が含まれる場合は、その著作権は提出者に帰属するが、本市が報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、市民などから当該提出書類の開示を求められた場合は、甲府市情報公開条例の規定に基づき、開示の可否を判断するものとする。

8 選考方法

選考方法については以下のとおりとする。

(1) 選考委員会の設置

提出された企画提案書等をもとに、最も優秀な事業者を選考するため、「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務受託候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し選考を行う。

(2) 審査方法

審査方法は、別紙1「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務受託候補者選考方法」に基づいて行う。

(3) 審査は非公開とする。

(4) プレゼンテーションの実施

企画提案者のプレゼンテーションは、次のとおり実施する。

ア 日程・会場

令和5年5月26日（金）（詳細については別途通知する）

イ プレゼンテーションへの出席者

業務実施体制調書に記載された管理責任者を含め、実際に業務に携わる者5名以内とし、管理責任者（企業体の場合は代表事業者の管理責任者）がプレゼンテーションを行うこと。

ウ 実施方法

(1) 企画提案者のプレゼンテーション及び補足説明（30分以内）

(2) 質疑応答（15分程度）

※プロジェクター、スクリーンについては本市が準備する。パソコン、ケーブル等の機器は持参することとし、また、インターネット環境が必要な場合は企画提案者が用意すること。

(5) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和5年5月31日（水）までにメール及び郵送にて審査結果を通知する。

また、審査結果（優先受託候補者については、その事業者名まで）をホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない

(6) 優先受託候補者との協議

優先受託候補者は、本市と要求水準並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先受託候補者と協議が整わない場合は、次点受託候補者と協議を行うものとする。

9 契約及び支払方法

(1) 8（6）において、受託事業者となった者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(2) 要求水準書は企画提案書の内容を踏まえ、協議のうえ変更できるものとする。

(3) 本市は委託した業務完了後、検査を経て委託料を支払うものとする。

10 参加申込事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合。

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合。

(4) 選考委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。

(5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

(6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

1 1 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

1 2 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに辞退届（第7号様式）を提出すること。

1 3 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (6) 優先受託候補者となった事業者から提出された企画提案書等の全部又は一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
- (7) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

以 上